

第2回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

1 日 時 平成27年(2015年)11月26日(木)15:30~17:00

2 場 所 滋賀県庁北新館5階 5-B会議室

3 出席者 委員19名(欠席 野田委員)
甲津貴央滋賀県立学校いじめ問題調査委員会委員長
教育委員会事務局 教育次長、学校教育課

4 会議概要

○ 開会

(知事あいさつ)

皆さん、こんにちは。今日は、少し肌寒い日となっておりますが、今年も残すところあと30日余りとなりました。本日は、御多忙のところ「第2回 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、常日頃より、それぞれの立場で人々の人権を守るために、子どもたちの命を守るために御尽力いただいておりますことに、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

また、いじめで尊い命を失わなくてはならなかった子どもたちにも思いを致したいと思えますし、今もどこかでいじめに悩む子どもたちのことも考えながら本協議会を開催させていただきたいと思えます。

また、後ほど事務局から詳しく説明させていただきますが、本県のいじめの現状については、平成25年度は1,324件、それが26年度では1,515件に増加しております。これは、認知件数でありますので、子どもが集団の中でいじめられるということもしっかり認識しなければいけませんし、早期発見、何かあったら伝えてということで、環境を整えたり変えたりといった結果もあるのではないかと、初期段階から早めに捉えて事態に対処したケースもあろうかと思えます。しっかりと調査結果を踏まえ、対策を関係機関と連携していきたいと思えます。同時に、今年度におきましても、名古屋市や岩手県で子どもが命を失うといった、自ら命を絶ってしまうという事案が発生しております。やはり、自分がされたら嫌なことは、人にしない。自分が言われたら嫌なことは人には言わない。すべての人に居場所と出番がある社会や学校地域を作っていく、このことを改めてお互い肝に銘じたいと思えます。

私自身も中学生、中学生、高校生の子どもの一父親として、この時期の子どもは大変ですよ、私自身も親として悩むことも多くありますし、とりわけ一人ひとりの子どもも悩みや状況を抱えているのですが、集団になるとなお、楽しい心強い面がある反面、様々な比較の中で様々な関係の中でより悩みを深くする、そういう事態や子どももいるのではないかと思います。

私は、この夏、小学生、中学生、高校生と対話する機会を持ちました。子どもたち自身がその関係の中で、学校の中で教室の中でどう過ごせばいいのか、一緒に考える機会を持ちました。例えば、子どもたちの中でスマホの使い方についての行動を起こしてみようという取組とか、PTAの方と一緒にいじめをなくしていこう、こういうことも今滋賀県の中で起こって

いることとして、是非、子どもたち自らが考えて、こういう対策をとったらいいのではないかとということも県政の施策に反映していきたい、考えていきたいと思っています。

今日は滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の甲津委員長にもお越しいただいて、いただきました答申の中身とその前提となる考え方について御紹介、御説明いただく機会も設けさせていただいておりますので、どうか限られた時間ではありますが、忌憚のない御意見を賜りますことをお願い申し上げます、重ねてではありますが、御出席に感謝申し上げます、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。一緒にがんばりましょう。

○ 会議の公開・非公開の確認

○ 出席者の確認

(知事)

それでは、ここから私の方で進めさせていただきます。何卒よろしく願いいたします。それでは、議題1の「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」、事務局より御説明いただきます。

○ 議事

(1) 平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について

事務局より資料1「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について説明

(事務局)

なお、本日御欠席されています野田さんから御意見いただいております。まず一点目は、「1000人当たりの認知件数が全国平均より低いことを危惧している。」二点目は、「いじめの認知については、まだまだあるのではないかと、思っている。」三点目は、「学級担任は、子どもに寄り添い対応していることと思うが、それが校内組織に伝わっていないのではないかと危惧している。」以上でございます。

(知事)

事務局からの説明につきまして、何か御質問があればお願いします。なければ、御意見をいただきたいと思えます。まず、藤澤校長お願いします。

(藤澤委員)

一昨年でしたか、いじめの問題が深刻化して、大津市の事案等もあり、私学全体としても、本校としても、いじめ対策委員会を定例化しアンケートについては、とりわけいじめのところについては、すぐにチェックをし、早期対応の注意をしているところです。この調査結果を見ますと、私はいじめの対応ということで、二つ引っ掛かるところがあります。

一つは、いじめはどこまで報告するのか、という解釈が生徒からも学校からもまちまちだろ

うと予想されることです。子どもたちの中で日常的に起こっていることも、今の文部科学省の基準によると、いじめと捉えなさい、とあるので、いじめは学校の中で蔓延しているものと見るのが自然だと思います。本当に、そこまでいじめと認知し報告するのが引掛かる学校が結構あるのではないかと、私自身も校長として、そういう意識がなかったとは言えないわけがあります。ただ、考えてみると軽微なと言うのでしょうか、実際は軽微ではないのですが、私たち大人が軽微だと思うようないじめと、自殺につながるような深刻ないじめとの間に子どもたちの心理としては大きな隔たりはないと、児美川孝一郎先生（法政大学）は「その間にルビコン川はないのだ」と本に書かれています。それで、私の中でストンと落ちました。それこそ、いじめというのは、子どもたちにはいけない、命にかかわる重大な事案だということを我々教員がもっと深刻に捉えるべきだと思います。

もう一つは、これは道徳教育のからみで本校は宗教系の学校ですので、宗教教育で道徳教育にかかわるのですが、すぐれて内面に、子どもたちの内心にかかわることですので、どこまで指導するかという問題があるわけで、こといじめ、命について、大上段に構えて取り組むべきだとの結論に本校では至っています。本校の宗教教育、公立におきますと道徳教育だと思うのですが、命を大切に教育に収斂をさせると考えて、共通認識に立っているところであります。

（知事）

ありがとうございました。伺いましたところ、年度途中の人事異動で今回初めて来られました近畿通信局の原様をお願いします。

（原委員）

最近、インターネット、スマホのトラブルが多発しているということで、残念ながら子どもさんが巻き込まれるケースもあります。いただきました資料の中でも、高校生におきましては、いじめの態様でも「パソコン、携帯電話の誹謗中傷」が全体の四分の一の構成比をしめているとか、具体的事例ということで、インターネット上とかSNSの関係が載っております。総務省としましては、ICT情報通信技術の利活用の安全・安心といったことの取組の中で、具体的には、スマホ連絡会をやっておりまして、兵庫県とか教育委員会、県警の方とかPTAの方に参加いただきまして、スマホをはじめとしたインターネットの利用、いかにして安心・安全な利用をするかという場で、フリーディスカッションの場があるのですが、中学生や高校生の方にも出ていただいて、子どもたちの話を聞くと、自分たちにルールが必要ということは自分たちでもわかっているというのですが、頭ごなしで決められるのは嫌だと、大人も一緒に考えてもらいたいという話がよくできます。先々週、総務省の方でも報道発表したのですが、高校1年生を対象にした調査結果ですが、家庭でインターネットとかSNSについてのルールを作っている人は、作っていない人よりもインターネットリテラシーが高いという結果が出ていますので、小さいころから安心・安全に使うにはどうすればよいのかということ、地域もそうですし、家庭の中でやっていただき、学校も含めてやっていただくことが大切であり、問題は減少していくのではないかと考えています。

（知事）

貴重なお話をありがとうございます。千原会長よろしくをお願いします。

(千原委員)

今、事務局から御紹介いただいた件で、いじめの発見のきっかけのところで、本県では保護者からの訴えが31.5%と、全国では11.2%ですので3倍近いですし、本人からの訴え21.1%で全国では17.3%と、これも全国と比べて高い傾向です。学級担任の発見も16.8%と全国が12.1%ですので、高いようです。アンケートによるいじめの発見は本県では9.3%で、全国では50.9%と、本県は直接型と言いましょか、現場型の形で発見されていると思います。発見できるだけのコミュニケーションの能力を開発していただいているとも思いますし、今後アンケートを生かす検討もしていく必要はあるのですが、直接型というところを感じました。見ていまして、先生方は保護者と時間を多く取っておられるように思いますし、生徒さんも主体的になるように御指導いただいているものと思います。

次に、いじめの解消の状況で89.8%と、全国の88.7%とほぼ一緒ですが、これは小森委員もよくおっしゃいますが、その時点で解消していまして、私たちが面接していますと、小学校でいじめを受けたと、そのことは一応終わっているとしても、中学校になって、小学校で一度いじめられると、またいじめられるのではないか、人の顔色を見て、だんだん自分が小さくなっていくようで、悲しいということも言われます。人が近づいてくると、「ださっ」とか「死ね」と言われたことがあると、金縛りになるということをお聞きすることもあります。だから、解消している場合も温かい目で見守っていくことが必要だと感じました。

(知事)

ありがとうございます。この発見のきっかけが全国では学校の教職員が66.0%、滋賀県では33.8%。また、本人からの訴えは全国17.3%に比し、本県では21.1%、保護者からの訴えが全国では11.2%に比し、本県では31.5%と、このあたりが傾向として違いがあるということです。このあたりの違いはどうなんでしょうか。

(事務局)

一つは、先ほども申し上げましたが、都道府県によって大きな違いがありまして、一昨年度認知が大きいところと小さいところの差が約80倍でして、今年度は約30倍の差が出ています。その中で、認知の多い県の特徴としまして、県が統一したアンケートを実施されておりまして、それを数値としてあげておられる府県もあるということです。本県としまして、昨年事案が起きた中、アンケート調査とともに大事なのはストレスチェックを合わせもってやっていくこととしていきます。これについては、今後工夫をしていかなければいけないと思いますが、その前提である信頼関係の構築もあわせた対応が重要と考えているところであります。

(知事)

このあたりの結果を御覧になって小森委員、何かお感じになられたことありますか。

(小森委員)

率直なところを申し上げますと、この数字を見て皆さんで一喜一憂する必要はないと思います。統計のやり方からして、日本中の数字を毎年毎年あげ続けることが、何のためにやっているの

だろうと思っています。この統計でOKなのかという疑問が何年もあります。県として、正しい数字を出す、別の方法でやってもらえればと思います。いじめの話と前後するのですが、不登校の数も実際の数と随分違うと現場の先生方とお話ししていて、私は実感しています。矢巾町の事件がきっかけで、もう一度再調査しなさい、ということで再調査したのですが、ある学校の先生は、「今度は数字をあげればいいんだと思った」とおっしゃいました。多くの先生がそう感じたとおっしゃっていました。

いじめの発見についても、文部科学省の発表では、校内の関係者の発見が 66.0%とありますが、同じ調査を私たちの法人でやったことがあります。その結果をお話ししますと、滋賀県で出ている数字に、私たちの結果はかなり近いです。文部科学省が言っている数字の方がかなりとんでもない数字です。だから、かなりいい調査をされていると想像しました。私たちは先生にいじめを発見するきっかけは何ですかと質問をさせていただきました。すると、一番多かったのは周りにいる子どもたちだったのです。それが4割。次に、いじめられている本人。三番目が親だったのです。ですから、周りの子どもと本人と親で9割超えてしまったのです。そうすると、文部科学省の発表の数字とは、学校内の人たちだけで 66.0%というのはまるで違う数字になってしまって、この数字を見ると滋賀県は私たちの調査と近い数字だと思いました。ですから、調査の取り方が大変大きな問題がありまして、滋賀県独自のものがもしあったならば、これと全く違う数値が出てくると思います。

とても大きな問題は、校長先生や教頭先生のフィルターを通してあがってきた数字を文部科学省は発表しているのです。私たちがやっている調査は、先生に直接記入してもらい、それを持ち帰って集計しているのです。だから、校長先生、教頭先生が間に入ってしまうと、どうしても自分の査定のことを気になったり、校長先生自身が「うちの学校は不登校が多い、隣の学校は何件だと言っている？」と。それより少し少なめで報告している実態もありますので、この数字が事実であれば、みんなで右往左往しなければいけないのですが、まずは事実があがる、滋賀県の実態を表すことができる調査方法を独自でやっていただくことはできないだろうか、きっと日本中がびっくりするような数字がでると思いますが、それが実態であるということで、一つの自治体ではなく、いくつもの自治体が国に声をあげて言っていただきたいと思っています。

(知事)

貴重なお話いただきありがとうございます。次に滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組について、委員長の甲津先生に御出席いただいておりますので、この対策で大事なことなどを御協議いただければと思います。甲津委員長、よろしくお願いいたします。

(2) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組について

(甲津氏)

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の委員長の甲津であります。本日は、報告、意見陳述の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。まず自己紹介ですが、当委員会のメンバーは5名おります。私弁護士、精神科のドクター、臨床心理士、社会福祉士、教育学専門の大学教員の5名で毎年4回委員会を開催し、協議をしております。私たちの役割は一定のいじめに関する調査と実効のないいじめ対策に関する審議を県教育委員会の諮問を受けてさせていただいています。

活動報告ですが、昨年度は4回委員会を開催させていただくとともにオフ会と申しまして委員会後に委員会とは別に食事をしながら各自の意見を自由に発言する機会を設けさせてもらっています。また、その他にメール等で意見交換をする場を別途確保させてもらっています。このように4回の委員会を開催したのちに、本年3月27日に出させていただいたのが今回の資料にあります答申書であります。こちらについては後ほど内容について報告させていただきます。本年度も年4回の委員会を開催させていただく予定で、これまで3回の委員会が開催され資料4に議事内容等について書かれています。それ以外に、現場の声も聴こうということで県立高校にお邪魔しまして、そこでの対策について直接、学校現場を見せていただくとともに直接教員からどういう思いでどのような対策をされているのか、お話を聞く機会を得たということでした。

本年度の状況についてですが、幸いなことに調査をしなければいけないいじめ事案につきましては県立学校におきましては発生していません。そのため、実効的ないじめ対策について協議させていただいております。4つの柱がありまして、一つ目がいじめ防止対策についてもう少し考えた方がいいのではないかとということ。二つ目がアンケート項目についてもう少し考えた方がいいのではないかとということ。三つ目は県にはいじめの対応マニュアルはありますが、いじめが起きた場合、調査のマニュアルがないのでその手引きとしてのマニュアルを作ろうとすること。そして四つ目として本年度も答申書も出させていただく関係でそのことをどうするのかと言うことに対して協議を重ねてきたということです。続きまして、議論状況を踏まえて答申書の内容と委員長個人の意見を若干お話しさせていただきたいと思っております。

まず、答申書の内容につきましては12ページから内容が書かれています。5項目にわたって県教育委員会に提言させていただきました。一つ目が教員に対して精神的なゆとりをもっているような施策を実施していただきたいというものです。これは前回の連絡協議会の場でも議論がなされたとのことですが、やはり教員一人ひとり時間的に忙しい、あるいはお子さんへの対応はもとより保護者対応があって精神的ゆとりがないのではないかと。その上、事務的な作業量も多いということで、いっぱいの中で何とか職務をこなされている。その上でいじめについても対応していかなければいけないという職務もあって、本当に大変なお仕事をしていただいていると思います。しかし、いじめの問題はデリケートな問題があります。いじめというのは想像力が大切なのではないかと思っております。今現れている生徒間の事象から、これがどういうところから芽が生じてどういう風に育ってきたのか、今後どのように発展するのかということを見なければいけません。あるいはこれに対して、お子さん一人ひとりの背景事情はどうだったのか、人間関係はこれまでどうだったのかを見ながら、そのお子さんの発達段階に応じて適切な対応をとっていくことが必要です。それも教育的配慮のもとにやっていく必要があります。そうすると一人のお子さんに関わらなくてはいけない。単にいじめを発見する、それを報告するとおしまいというわけではありません。お子さんに対して、今のようなイメージをもって関わっていかなければいけない。そして、いじめの事態は解消しなければいけない。そしてこれだけではありません。学校においてはいじめが解消すればそれで済むというわけではありません。お子さんの発達を保障していかなければならない、学力を保障していかなければいけない。そういう様々な役割が教師に与えられており、そのためにも教師に対して精神的なゆとりをもてる施策をしていただければと思います。そのためには校務の効率化と削減を図っていただきたい。長時間勤務や土日もほとんどないと聞いております。これについて

は具体的に表れた時間以上の労働をされていると聞いております。そのような事態は一刻も早く解消してあげないと、お子さんに対するのは一人ひとりの教員でありますので、十分に力を発揮することができないのではないかとということから一番目の答申を行っているところであります。併せて、教員のメンタルヘルスケアについても御配慮いただければと思います。

二つ目に、これは学校現場に力をつけてあげる、そのためにも学校外の専門家の力を補填していく必要があるのではないかとということでスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの方々のこれまで以上の学校への配置・増員を、派遣回数が増をお願いしているところであります。

三つ目としては学校組織に力をつけてほしいということです。そのためにも、各関係機関との連携を密にしてほしい。しかし、これを学校現場だけに頼っていても改善が見られないことがあります。やはり、学校によってはできているところもありますし、連携・連携といっても言葉しかわからないという学校もあり温度差が大きいと思います。これに関しては、ある学校に行った生徒さんは連携ができてい学校に行けて支援が受けられるけれど、他の学校に行ったら支援が受けられないではいけませんので、県教委がバックアップをして何とか連携ができるように指導助言をしてやっていただけないかという点から提言させていただきました。

四つ目が教育委員会が示されている支援や指導の内容が、これが学校現場においてくる間に違ったように受け止められる、あるいは理解されると聞いております。自分たちの指導・支援が学校現場に受けいれられているのか検証していきながら、もし間違っていれば正していただきたいとお願いをしております。

第2の諮問事項としまして、学校現場において、他の専門機関においてもなされているような事例検討会を是非ともしていただきたいと思っています。各学校においても検討のやり方は様々です。本当にその学校で起きていることを報告し合うだけ、それについて意見を述べ合うだけという場になっていることが多いのではないかと。そうではいけないと思っています。先ほども言いましたように、いじめというのは芽が生じる段階から育っていく段階、もっともっと大きくなるのか解消していくのか様々な段階で、そのどこを見ているのかがわかりません。また、一面を捉えたら加害者になっているお子さんも他面を捉えたら被害者になっていることもあります。そのようなものを学校現場において、どのように情報共有し合い支援をしていくかの思いを共有するのは、そのお子さん一人ひとりの背景を踏まえてしっかりと事例検討をしていかなければいけません。そのようないじめ対策が成功している学校においては、どのような議論をしているのか見てもらう必要があるのではないかと思います。自分たちがやってきたこと、それでは不十分だと気づける場が持てればと思います。あるいはそういった経験をお持ちの方が交流し合える場があれば、益々教員一人ひとりが力量をあげていけるのではないかと。思い、このような提言をさせていただきました。

最後に三つだけ述べたいと思います。今年度私たちが協議の中で一番大切にしていることは、このいじめ対策と言うものはエビデンスのあるものでなければならない。つまり、これまで学校現場が「こういう風にあらねばならない」という抽象的な理念でもって対策を考えてはいけなないと、協議の中でも何度も確認し合っています。つまり、こういった対策で効果が生じた学校があるのだと、その対策がまさしくいじめを解消させた力をもっていたことが確認できる調査研究をし、そのようなものを学校現場に導入できるのではないかと、また、海外のものを取り入れる、日本の環境に合わせて取り入れることができるのではないかとということの対策を提言

しようとなりました。

二つ目は、連携のあり方についてです。連携のあり方については、二つのことが考えられます。まずは、縦の連携です。連携・連携という、学校と違う機関、例えば医療機関とか臨床心理士さんとか違う機関との連携が念頭に置かれることがあるのですが、学校間の連携があるのではないかと、つまりお子さんは幼稚園から小学校、中学校、高校と上がっていきます。幼稚園の時からすでに問題が起きているお子さんがおられて、支援が入っている例が結構あります。小学校の先生からよく聞くのが、「この子、小学校でこんなことありました。中学校へ行ったら問題起こすでしょう」と見えているとおっしゃいます。しかし、その小学校での議論が中学校へ必ずしも正確に引き継がれていないということがあります。これでは困ります。幼稚園、小学校、中学校とお子さんの情報が引き継がれ支援が継続するようなものになっていかななくては、連携ができていとは言えないのではないかとというのが一つです。

もう一つは、横の連携として、警察の問題が取り上げられています。これまで被害者支援は学校現場でかなりやってきましたが、加害者対策は結構および腰ではなかったかと思います。学校現場が抱え込み、やっと犯罪性のあるものについて初めて警察につなぐと、警察と連携するときにはもう学校は手を引いてしまうという段階にさしかかって初めて連携している例があるのではないかと、そうであっては困ります。もっと警察との連携を強めていかななくてはいけません。そのためにも諸外国で取り入れられているスクールポリスの研究をしてみよう、ということが言われています。スクールポリスは学校の中に現役の警察官を常駐させる制度です。このままの形で日本に取り入れるのはさすがに無理があると言われていています。しかし、現役の警察官と学校がつながる、直につながって何らかのいじめ対策にならないかということは今検討しているところです。もちろん、そのことによって加害者とされた生徒さんを放逐するようなことがあってはならない、あくまでも学校に包摂すると、あるいは加害者に対しても支援を行うことがあくまでも前提です。その上で警察とのよりよい連携が可能ではないか、場合によっては学校で抱えきれない場合は他のオルタナティブ・スクールのようなものを作るべきではないかということが言われています。

最後をお願いを二つ。教員に力をつけるような施策が是非とも必要です。もう一つ、学校現場にも力をつける施策が是非とも必要だということ。この観点からよりよい教育環境が整いますよう、皆さんで議論ができればと考えております。よろしく御検討ください。

(知事)

ありがとうございます。非常に短時間の中、長期にわたり精力的に検討していただいた内容について御報告・御説明いただきました。まずは、重森校長いかがでしょうか。

(重森委員)

今、甲津先生の御説明で12ページの諮問事項1に対するお答えが非常にありがたいと思いました。私は特別支援学校に勤務しておりますが、自分の思いを伝えることに困難性を示す特別支援学校の子どもだけでなく、どの学校でも子どもからのサインを身近な大人がしっかりキャッチすることが大事だろうと思ったときに、教員が疲れていてはサインを見逃すことが多いのではと思いました。そういった中で、学校の中を見ますと教員は子どもがいる間は一つと子どもに関わっていますし遅くまで職員室に残って忙しそうに仕事をしています。このような

状況から、教員は疲れているんだろうと見て感じましたので、2年前から終業時に全校放送をしています。養護教諭の先生が癒しの声でねぎらいの放送をすることで、教員たちが「もう帰る時刻」だという意識をします。また教育委員会事務局から長時間勤務調査があります。2年前は教職員200名で30%程度の回答率で、実態はわかりませんでした。そこで100%回答という取組をしています。全員から調査結果を集めているわけですが、このような小さな2つのことをすることで教員一人ひとりの仕事への向き合い方や意識が変わってきたように感じています。まだまだ特定の分掌とか特定のクラスでは長時間勤務の実態が解消できていませんが、しっかりと100%回答の調査結果を丁寧に分析して全体のものにしていきたいと思っています。

それから教員のメンタルヘルスについても、しんどい思いをしている者、休みに至ってしまう者は、本校に慣れていない教員が多いようです。初任者であったり他の学校から異動してきた者が休みに至ってしまうという状況にある中、皆にとって居心地のよい職場にしていかななくてはいけないと思っています。ただ、本校がとてもラッキーだと思うことは安全衛生委員会を毎月開催している中で、健康管理医としてドクターが毎月学校に来ていただいていることです。あと職場巡視もその健康管理医が産業医をかねていただいていますので、毎月管理職と一緒に校内を巡視されていて、毎月2回足を運んでいただいております。そういうことで、学校現場を十分に把握された医療の専門家にメンタルヘルス等のアドバイスをいただける点ありがたいです。これからも教員が生き生き元気な学校を目指して頑張っていきたいと思っています。

(知事)

ありがとうございます。今、医療の専門家というお話がありましたが、医師会の笠原顧問いかがでしょうか。

(笠原委員)

先程のお話で、医療ががんばれば何とかなるということはあると思いますが、その前にメンタルヘルス等について少し聞きたいことがあります。最近35人学級について行政も努力しておられますが、その効果はあるのかなのか、この辺をしっかりと検討していく必要があると思います。お忙しいとか、大変とかが問題ですが、どこの職場でも大変だと思うので、子ども的人数が少ないと良いのか、何か大きな無駄があったりするのかな、リサーチが必要です。「メンタルヘルスをやりなさい」というのは最近のはやりですね。ただそういうことに向かって管理職の先生が、職場の人間の顔を見て、どういう形で困難をピックアップされているのか。100時間以上超過勤務があるといけないとか、私たちが現場に入って言っているのですが、それよりも職場の中のコミュニケーションで先生の中でちょっとおかしいのではという点も管理職として大事だと思います。例ですがシップドクターとして船に乗ったこともあるのですが、船長はいろいろなことをするよりは、「船員の顔を見ているんだ」と「うつ状態それが心配なんです」とおっしゃっていました。学校でも、その辺を意識していかないといけない。日本全体がオンとオフのない仕事体制になっているので、オンとオフを作ることが大事で、そのためには学校現場としてどうしなければいけないか、この問題は子どもたちが本当に救われるかであって、そのための技量がどうかということを考えなくてはなりません。先ほど連携のところで、学校が医療関係と連携してくださいと以前も申し上げましたが、何パーセントがいじめにあっているという発見のデータがありますが、パーセントで言うのではなく、この学校には、これだけ

の人数・実数があるので、連携すべき事案を医師に連絡して欲しいと思います。こっちから探して回るほど医療の世界も暇ではないので、その辺を考えてやっていただきたい。

もう一つは、学校と医師会とで研修会をやっており、いじめの問題や精神問題をやっていますが、その会への参加も学校としてどれだけ来ておられるか検討してほしいと思います。いじめについては、パーセントでなくて、数字でこの学校はこれぐらい、この人たちに対して何パーセント手が差しのべられているかという数字を出していくことがいいかと思いました。

(知事)

いろいろと調査結果等の出し方についても御示唆いただきました。ありがとうございました。その他外部との連携ということもありましたので、社会福祉士会の澤会長いかがでしょうか。

(澤委員)

甲津委員長から報告がありました二番目の記述はありがたいと思います。今、スクールソーシャルワーカーの配置状況につきましては小学校重点配置型になっていますので、まだ全国的に見ても中学校、高等学校への配置はまだまだ少ない状況の中で、大きく小中高と配置をとられていただいているのはありがたいです。回数とか時間数についても及んでいただいているのでありがたいです。一方その供給体制をどうするのが問題です。養成をどうするか、処遇の問題も含めて、課題が出てくると報告書を見させてもらって思いました。スクールソーシャルワーカーは、とにかく学校の役割の実現をサポートするのが一番ですので、そのためにもスクールソーシャルワーカー自身も常にスキルアップ、ステップアップしていく必要があります。多くの方が嘱託状況なので、この辺を踏まえて対応をしっかりとしないといけないところがあるのではないかと思います。三つ目の組織についても提言いただいています。スクールソーシャルワーカーにおいては、まずはつながりをつけていくということが大事なポイントで、学校の管理者である校長先生あるいはスクールソーシャルワーカーの担当者としてしっかりと連携をつけて、忙しい中ですが、時間が取れない中でケース会議をしていきます。生命線はアセスメント。見立てをしっかりと手立てを打ちます。そのためには、しっかり情報入手しなければいけません。情報入手はどうか、学校のそれぞれの先生が関わっていただいていますので、その情報を集めます。先生はそれぞれ忙しいですから、なかなか一堂に会したりとか難しいところがありますので、ケース会議をうまく持てる学校のマネジメントをしていきます。昨年度ありがたいことに、スクールソーシャルワーカーの活用のリーフレットを作っていただいてホームページに掲載してもらっています。いろんな教職員の先生が見ていただいて、いろいろなアプローチ、そしてスクールソーシャルワーカーの活用について御理解いただければありがたいです。

(知事)

ありがとうございました。弁護士会の森野先生どうでしょうか。

(森野委員)

具体的に弁護士として被害を受けておられる方、加害者にあたる方、また、まさにいじめが現在進行中の事案に関わる、あるいは終わってしまってお金、損害賠償請求の調停の対応をさ

せていただく中、今の提言なり取組がきちんと進んでいけば私たちのところには来ないと思いますが、残念ながら一定数なくなるので何でこうなるのだろうと考えます。先ほどの報告にありましたように、滋賀県では評価の仕方は別にして保護者の訴えが全国的に比べて高いということ、私たちが相談を受けたりするのは、最後にもめるときは、保護者との関わりが問題となるのですが、その段階で上手に保護者対応ができているのか。家庭環境とか保護者の性格等もあると思いますが、子どもは最後に加害であっても被害であっても、その保護者にかえていくので、そこにかえていくときのサポートがどうなんだろう。今の時代の変化もあって対応が難しいと思いますが、幸いにして、この調査結果にあるように学校の先生と保護者の関わりが密接であるという評価が一定できるのであれば、ここの関わりでうまく、メンタルヘルスの話もあり、問題を抱え込んでいただいているのは困るのですが、この段階で保護者との関わりで一定処理されていけば、訴訟とか調停にはならないだろうと常々思います。私は、滋賀県の北の方に居るのですが教育委員会や上司の先生が、現場の先生が困ったときに、きちんとした受け止めができていないことによって、子どもや保護者や現場の先生方が悲痛な思いをされているようなこともあるので、私自身が親の立場として日々先生は大変だと思うのですが、抱え込まないでうまく連携、活用していただけてみんなが幸せになるようにしていただきたいと思っています。

(知事)

ありがとうございました。後ほど、甲津先生からは今の話を受けて、少人数の学級編成がどうか、学校外の専門家との連携がどうあるべきだとか、コメントいただきたいと思いますが、次に、彦根子ども家庭相談センターの菅野所長どうでしょうか。

(菅野委員)

本日は、代理で出席させていただいております。児童相談所は個々の支援、個人に対しての支援を基本としておりまして、いじめの関係性に直接かかわることはできないのですが、先生方のメンタルヘルスの問題を聞いていて、うちも虐待の問題を扱っておりますが、その時に必要になってくるのが見立てです。知識というかいったいそこで何が起きるのだろうか、子どもたちが発達していく大人になっていくプロセスの中で、必ず他者と比較したり自己存在の確認のようなところは通っていきます。そこを経過しなければ、自立した大人になれない。そういう道を歩んでいるのだからトラブルを起こす前提で、それに対してどう見立ててどう乗り越えていくのか、それが教育の関わりを中心になると思います。不登校の問題であれ、障害の問題であれ、非行の問題であれ、どんな問題でもあらゆる子どもたちの相談活動、応援とはそういうものだと思います。もちろん、あってはならないものあってはいけないことかもしれませんが、何もしなければ起きてしまうものであります。だから、みんなが協力してやる必要があるのかと感じました。先生たちのメンタルケアとしては、この子は何でこんなことするのだろうというのを発達の観点から考えてどうなんだろう、関係性から考えてどうなんだろう、という知識、勉強する機会を提供してもらって学んでいくことがより進むためには必要ではないかと思って話を聞かせていただきました。

(知事)

ありがとうございました。まだまだコメントもいただきたいところですが、用意している議題の「平成 27 年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況」について御説明いただいたのちに、コメントいただきたいと思います。

(3) 平成 27 年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況について

事務局より資料 5「平成 27 年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況」について説明

(知事)

資料には県の関連します事業、その予算額、上半期の状況、下半期の予定、担当課が書かれています。これについて御質問や御意見がございましたらお願いします。毎回、御出席いただいております金子課長どうでしょうか。

(金子委員)

県の施策についての意見ではないのですが、連絡協議会ということで、私たちが一緒に何ができるかということで考えますと、いじめの防止ではないのですが、早期発見として、全国統一して SOS ミニレターにつきまして、今回の調査結果で中 1 がいじめが多い、そして小学校低学年はいじめが少ないとありましたが、小学校低学年の方からのミニレターが一番多いです。一つこれもアンケートの一種になるのかなと思います。中学生は小学生に比べて少ないですが、時々ある中学生からくるミニレターについては検討する必要があると思います。小学校低学年と比べて、大分大人になっているのかなぁと思います。ミニレターが来るということで、高校には配布はしていないのですが、国の予算で配布させていただいていることもあり、御協力の方をお願いしたいと思いますし、私たちも守秘義務がありますので 100%お話しはできませんが、重大な場合と認識した場合は、当然、教育委員会や私立学校の場合は学校の方にお話しさせていただいて対処の方をさせていただいておりますので、そういうところで連携して取り組んでいきたいと思っています。

(知事)

ありがとうございました。この間、いろいろ施策のことや甲津先生からの答申に関するコメント、御説明を含めて、小森委員どうでしょうか。

(小森委員)

全体的にということだと、知事が最初おっしゃった「自分がされて嫌なことは他の人にもしない」が大人全員の認識になったらいいと思います。滋賀県はそういった大人が多かったらいいと思うのです。ところが大人の半分が、「やられたらやり返せ」と教えています。子どもたちがやり返さない学校を決意しても、それを大人たちがこわしているんです。やり返すということを繰り返すと、クラスの崩壊に導かれたりして、子どもたちが苦しむのです。大人と子どもが連携することによってベクトルの向きを決めることが、まず大人がすることで、これによって様々な問題がかなり改善されるのではないかと考えています。いじめ問題は、これまで被

害者対策がほとんどでした。この度、国の方でフリースクールをもっと増やしたらいいのではないかということも言われていますが、フリースクールを増やすというのは、被害者が生まれた後のことですので、加害者の問題だと捉え加害者になってしまう子どもの心に寄り添うことがいじめ対策であるという方向で、対策していただければありがたいです。そこをするのは誰かと言うと大人ですので、子どもの現場で発生しているんですが、実は大人の問題だと思っています。学校の先生方は、子どもが大好きで先生の職業を選ばれたと思いますので、その先生たちが、子どもが大好きであるという思いやその気持ちが発揮できるような環境を整備してほしいと思いました。簡単に言うと、子どもを真ん中において、いじめの問題は子どもの心と命の問題に関する重要な問題という認識をもって、大人が仕事をするということではないかと思っています。私たちは、ここでベクトルを決めなくてはいけないと思います。

(知事)

ありがとうございます。甲津先生、これまでのところで御意見いただけませんか。

(甲津氏)

35人学級についてふれられましたが35人学級がいいのか悪いのかわかりません。漠然とは、一つの教室に私の時代は42~43人が詰め込まれて授業を受けて窮屈でした。それだけでもストレスがありました。それと比べると35人まで減らされたら、そのストレスは若干緩和されます。また、先生目から見て、その生徒さんが授業についてきているかどうか目配りができる。人数でいうと、45人よりは35人の方がより目配りができると思います。ですから、35人学級は子どもさんのストレスであったり学力保障のためには、45人学級よりはいいと思っています。ちなみに、学校というのは二つの役割があると思います。一つは学力保障だと思います。社会に出ていくためには学力を保障しなければならないと、そのために学校側は適切な環境を準備しなければいけないと思います。そのためにできる限り学校は少人数での学級編成をした方が私はいいと思います。もう一つは、家庭教育では満たされない集団性とか社会性とか集団教育の場であると思います。ですから、個人教育がいいわけではなく、ある程度の集団の中で学ぶ機会が必要ではなかろうかと思っています。ですから、一つのクラスにある程度人数がいた方が私はいいと思います。その中で生徒同士、切磋琢磨しながら、たまにはケンカしながら過ごしていくのはいいことだと私は思います。教師の負担軽減ということから35人学級を私はこれまで見たことがなかったので、教員のゆとりという観点からはわかりませんが、人数が少なくなった分、一人ひとりのお子さんに丁寧に関われば、その分かえって負担が増えてしまうので、どちらとも言えないのではないかと思います。

あと、統計のことが小森委員から出ていましたが、調査委員会でも議論になりました。やはり、認知件数なので、認知件数というのは客観的に発生しているいじめの件数をここにあげたものではありません。あくまで、学校がいじめとして把握した件数がここに表れているだけです。だから、いくらでも認知件数は操作できます。あるいは、何をきっかけにいじめを発見したかも操作ができるのです。ですから、この統計をもとに対策を立てるのは、間違った方向に行ってしまうのではないかと思っていますので、この統計の取り方等も考えなくてはいけないと思いますし、この統計を前提に対策を立てようとするのはしないでおこうとしました。

(知事)

(笠原委員挙手) 笠原先生どうぞ。

(笠原)

この時代に何か考えたらいいのではないかということですが、最近、野球部とか部活動の指導を外から導入ということをされてます。子どもの問題は、子どもの頃の問題であって、本当に子どもに寄り添えるのかということで、人数が少ない方がいいとか、学校の先生の負担を減らさないといけないとかありますが、学校というのは私たち部外者には入りにくいです。学校医ですから入れてくれる程度で、ものすごく閉鎖的だと思うのです。地域の人たちが比較的暇になってきているのですよ。そして、学校は教室が空いているという状態になっている。そういったときに、地域のおじいちゃん、おばあちゃんは、かなりの社会的役割をしていた人が多い中、そういう人たちに子どもたちが近寄っていき、「どう？」と話せるような環境もそろそろ作れないかと思っています。いきなり県の施策としては難しいと思いますが、学校現場として検討していただきパワーを導入していくのも一つの手段だと思います。

(知事)

ありがとうございました。(千原委員挙手) 千原委員お願いします。

(千原)

その件に関して、これからは高齢者が増えてきますので、生涯学習の観点から若い方とお年をめした方が手を携えるという笠原先生の方向性は是非具体化していただけるとありがたいです。これは、いじめ対策としても大切だと思います。11月23日にイギリスのシェフィールド大学のマーク・ヒートン先生が、イギリスのいじめ対策ということで講演に来られまして、県教委の先生とタイアップしてフォーラムをされ、生徒指導・いじめ対策支援室長が指定討論者をされました。マーク・ヒートン先生がアカデミックな教育とともにソーシャル&エモーショナル・アспект・ラーニングという学習を紹介されました。学力のアップや社会性や自分のエモーショナル(情動)をコントロールし、もっと楽しく人間関係を築いていけるような学習をプロジェクトして実施されている。日本はまだまだやっていないのではないかと参加者の指摘がありましたが、もっと楽しめるもっと人間関係をエンジョイできるようなプログラムを今後もう少し県レベルでやっていけると、若いも若きもいいのではないかと思います。お互い勉強していくことが生涯学習からも必要ではないかと思います。

(知事)

ありがとうございました。地域にいらっしゃる様々な経験をもった人が学校に来ていただいて、野洲養護学校でもいろいろな取組をやっていただいていますし、近江兄弟社高校も地域の皆様と連携した取組をやっていただいています。県内の学校がどのような取組をしているのか、またいい取組をしていることを全県に広げられるような取組に展開していきたい。そのことは、ひいてはいじめ対策につながると思います。

まだまだお話ししなければいけないこともあると思いますが、今日も有意義な検討の場をいただきました。甲津先生がいみじくも最後に言っていただきましたが、この調査結果はあくま

で一つの調査の結果であって、これだけで対策をとるというだけでなく、むしろ子どもたちの実態が心をもってつかめる、また、寄り添える調査になっているのか、設問になっているのか、我々は分析をしっかりしたいと思います。

また、学校現場の教育職員の皆さんの働き方については前回も議論になりましたが、先生方の想像力とか感性とか、その後どう進展するのか、この子にどういう背景があるのか、また、どんな対応をするのかを膨らますことができ、かつ一人で抱え込むことなく、みんなで、チームで対応することができる体制作りです。そのためにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの皆様のお力もいただかないといけないでしょうし、医療関係者、また、福祉関係者、今日はスクールポリスというお話もありましたが、そこへは今日は踏み込めませんが、警察との連携は私は欠かせないと思います。私も被害者対策でなくむしろ加害者対策を、なぜ子どもが友達に言葉の暴力、体の暴力を振るってしまう環境に陥ってしまうのかと、こういうことも、もっともっと考え取り組んでいく必要があると感じたことがありました。是非、こういう連絡協議会の場を大事にしながら、今年度の施策はしっかり行っていきますが、来年度に向けても、今日いただいた御意見、御示唆を踏まえ、そして何より甲津委員長にお越しいただきましたが、調査委員会に賜りました答申を踏まえまして対策を構築していきたいと思いますので、引き続き皆様方におかれましては、滋賀県のいじめ問題の対策に対する、御協力、御指導賜りますことをお願い申し上げまして、私の進行をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○閉 会